

那珂市議会全員協議会記録

開催日時 令和元年6月20日(木) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席者 議長 君嶋 寿男 副議長 古川 洋一
議員 小泉 周司 議員 小池 正夫
議員 石川 義光 議員 關 守
議員 富山 豪 議員 花島 進
議員 筒井かよ子 議員 寺門 厚
議員 綿引 孝光 議員 木野 広宣
議員 萩谷 俊行 議員 勝村 晃夫
議員 中崎 政長 議員 笹島 猛
議員 助川 則夫 議員 福田耕四郎

欠席者 なし

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 寺山 修一 次長 飛田 良則
次長補佐 横山 明子 次長補佐 小田部信人

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上及び発言者)

市長 先崎 光 副市長 宮本 俊美
教育長 大縄 久雄 企画部長 大森 信之
総務部長 加藤 裕一 総務課長 渡邊 荘一
財政課長 茅根 政雄 財政課長補佐 石井 宇史
健康推進課長 加藤 裕一 上下水道部長 根本 雅美
下水道課長 金野 公則 下水道課長補佐 猪野 嘉彦

会議に付した事件

(1) 議会運営委員会委員長報告

- ・議案等の追加について
 - ・令和元年第3回定例会会期日程(案)について
- …報告について了承

(2) 追加予定議案等について

- ・損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について
 - ・那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - ・人権擁護委員の推薦について
- …執行部より報告あり

(3) 受動喫煙防止対策について

- …報告について了承

(4) 常任委員会委員長報告

- ・総務生活常任委員会
…委員長より報告あり
- ・産業建設常任委員会
…委員長より報告あり

議事の経過概要 (出席者の発言は以下のとおり)

開会 (午前 10 時 00 分)

事務局長 ただいまより全員協議会を開会いたします。

初めに議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さんおはようございます。本日は全員協議会にご出席ご苦労さまです。

本日の全員協議会の会議の内容につきましては、この後寺門委員長より議案等の追加、そしてまた令和元年第 3 回定例会の日程 (案) についての報告があります。

また追加議案が 3 件、受動喫煙防止対策について、総務生活常任委員会、産業建設常任委員会の委員長からの報告があります。

あすが第 2 回定例会の最終日となりますので、本日の審議等につきましても、皆様方のご協力をよろしくをお願いいたします。

今日も暑いですがこれから夏本番となってまいります、健康管理には十分留意されまして議員活動をされますことをお願い申し上げまして、挨拶にかえさせていただきます。

ご苦労さまです。

事務局長 ありがとうございます。

それではこの後の進行は、議長をお願いいたします。

議長 ご連絡いたします。会議は公開しており傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内での発言は必ずマイクを使用し、質疑・答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話は電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席議員は 18 名であります。欠席議員はおりません。これより全員協議会を開会いたします。

会議事件説明のため市長、副市長、教育長、ほか関係職員の出席を求めています。職務のため議会事務局より事務局職員が出席をしております。

議事に先立ちまして、市長が出席しておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

市長 おはようございます。

本日は全員協議会を開催していただき、厚く御礼を申し上げます。また、本定例会中は連日提出させていただきました議案を始め各種案件につきまして、慎重なるご審議を賜っており重ねて御礼を申し上げます。

先ほどの議会運営委員会の中で君嶋議長からも、那珂市の議会改革が全国で 269 番目だと

いう報告がありました。前回より80番ぐらいランキングが落ちたそうでありますけれども、全国800近い市議会の中で素晴らしい改革の度合いかなというふうには私は感じて敬意を表するところがございます。けさの茨城新聞にも、常陸大宮市が特別委員会をつくって、さらに議会改革を進めるというのがありました。那珂市はその大分先を行っていると思うんですが、これからも議長を中心にぜひ改革の歩みを進めていただければ、そのようにご期待を申し上げます。

また会期中でありましたけれども、先週日曜日には、那珂総合公園でラジオ体操を行いました。あの天候の中で1,700人ぐらいの方がいらっしやいまして、全国に那珂市を発信できたと思っております。日頃から議員各位のご貢献にも改めて御礼を申し上げます。

さて本日の全員協議会におきましては、追加案件として提出いたします議案3件並びに全員協議会への付議案件1件につきまして、ご説明をさせていただきます。ご協議のほどよろしく申し上げ、簡単でございますが挨拶といたします。

議長 先崎市長ありがとうございます。

それではこれより議事に入ります。

議会運営委員会、寺門委員長より報告をお願いいたします。

寺門議員 それでは、議会運営委員会の開催及び経過につきましてご報告いたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしました。会議事件は、議案等の追加について、令和元年第3回定例会会期日程（案）について、3つ目は「議員と語ろう会」についてであります。

執行部から議案3件が追加提出されました。明日最終日の定例会本会議において日程に追加し、委員会付託を省略しまして、採決を行うことに決定いたしました。この後、執行部より追加議案の説明がございます。

第3回定例会の会期日程（案）は別紙のとおり決定いたしました。

次に、7月に開催します「議員と語ろう会」についてでございます。先週の各常任委員会で意見交換のテーマと役割分担を決めていただきました。お手元に配付しました一覧表のとおり決定しましたので、ご確認をお願いしたいと思います。なお開催の周知関係につきましても、表の下に主なものを記載してございますので、ご承知おき願います。それからポスターにつきましては、明日21日ですね、皆様のところにお配りしますので、配布・掲載のほうをよろしくをお願いしたいと思います。また、当日の進行等を確認するため7月22日、月曜日、10時からリハーサルを兼ねた全員協議会を開催しますので、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

それと、ひまわりフェスティバルが8月24日開催になりますけれども、昨年同様那珂市議会としても出展をするということで決定をいたしましたので、詳細につきましては今後議会運営委員会で審議をして、またご報告をさせていただきます。

最後になりますが、早稲田大学マニフェスト研究所が毎年行っております議会改革度ラ

ンキング2018年版ということで、269位ということで発表されました。お手元に先ほど、一覧表を配っておりますので、ごらんいただきたいと思います。茨城県の1位が取手市議会で13位。それから2位が筑西市議会で136位。那珂市議会は3番目ということで、いずれにしましてももう一度原点に立ち返って議会改革を進めていかななくてはならないというふうを考えておりますので、また継続して進めていきたいと思っております。

以上ご報告いたしますので、よろしく願いいたします。

議長 委員長の報告が終わりました。

ただいまの報告について何か確認したいことはございますか。

ありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、この件につきましては、委員長報告のとおり決定いたします。

よろしく願いをいたします。

次に追加議案等について議題といたします。

議案第50号 損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について、執行部より説明を求めます。

総務課長 それでは追加議案について、説明させていただきます。

お手元の追加議案書を2枚開きまして、議案第50号をお開きいただきたいと思っております。

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額の決定について、損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を下記のとおり決定するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

相手方は記載のとおりでございます。事件の概要でございますが、平成30年12月7日午前9時45分ごろ、鴻巣の2155番地1付近交差点の手前に停車中の車両を追い越した際、前方を左折中であった相手方車両に気づかず追突し、相手が負傷したものでございます。

3番、和解及び損害賠償額でございます。本件に関する過失割合は市が10割であることを双方が確認する。2、本件による相手方損害賠償額は118万9,772円で、その全額を市が負担するというものでございます。

令和元年6月21日提出、那珂市長でございます。

この件について補足説明をしたいと思います。後ろに事故の場所と追突した車両、バンに公用車が後ろから追突してしまったという事故でございます。写真が掲載されております。

それでこの議案について補足説明をさせていただきますが、この件につきましては、先日平成31年3月の定例会におきましても、物損の事故の報告ということで42万3,781円、車両のほうの物損の損害賠償の額が確定いたしまして、これは100万円以内ということで市長の専決ということで、議会のほうに説明した案件でございます。私どものほうでも、その同じ事故の案件につきましては、2回議会に提出する。議案として別々に提出するのはちょ

っとどうかという疑問がございまして、市の顧問弁護士等に相談しましたところ、やはりその事故については、物損、人身があるにしても、それをまとめて1件っていうのが通常の自治法上の趣旨であるということがございました。それで、今後どのような対応をさせていただくかということでございますが、別添の全員協議会資料のほうをちょっとお開きいただきたいんですけれども、全員協議会資料の1ページ、A4横長の資料がございます。こちらで補足説明をさせていただきたいと思います。こちらの全員協議会資料の横長の左側でございますが、これが今までとってきました、事故の議会への議案提出のフローということになっております。これは人身と物損が絡んだ場合でございますけれども、通常物損だけであれば1回の議決、あるいは報告で済んでしまうんですが、人身事故が伴いますと、その人身は治療の時間が結構かかってしまいます。どうしてもその物損のほうを早く解決してしましまして、そこの物損の部分の金額は確定しまして、その際に議会のほうに報告していたところでございます。その後、人身の損害賠償額が確定して、その後また議会に報告をしなくてはならないということで、対応していたところでございます。ですが今後は、その右側のような形で基本的に最終的に議会に提出する。議案としては1本ということで、考えさせていただきたいと思います。訂正後、右側でございますけれども、物損と人身事故が発生した場合、事故直後では人身の状況がちょっとわからないんで、議会のほうにもご報告はできないんですけれども。ちょっと様子を見まして、人身で重大なその怪我とかそういう部分が発生するであろうという場合には、議会の議長のほうへ一応こういう事故がありまして、人身と物損での事故がありましたということを報告させていただきたいと思います。その後、物損のほうについては早目に補償費のほうで確定しまして、支払いが発生します。現在市のほうも保険のほうで対応しておりますので、この示談が確定した時点で、保険会社のほうから被害者のほうには、損害賠償金もう支払われてしまいます。最終的には事後承認という、専決処分にしても、その議会の承認しても、事後承認という形にはなってしまうんですけれども、物損のほうがとにかく先に解決します。その時点でまたこういう形で物損については示談が確定しましたということをもたまたま議会のほうに報告をさせていただきます。そのあと人身の賠償金が確定した場合に、改めてその人身の部分と物損の部分を合計した金額で、議会のほうにそれを議案、金額によっては報告に、100万円未満の場合は報告になります。100万円以上の場合は議決となりますので、まとめた上で議会のほうに今後提出していきたいというふうに考えております。

今後このような大きな事故がないように私どもも職務上の運転等に十分注意をして対応はしていきたいというふうに思いますが、これについては現在の保険の制度と地方自治法の損害賠償の確定という部分でちょっとそごが生じてしまうっていうのは、弁護士のほうもおっしゃっておりまして、これはやむを得ないという形で、こういう対応をせざるを得ないということになりますので、今後ともご了解、ご了承のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長 説明が終わりました。

ご意見、ご質疑ございますか。

花島議員 趣旨はわかったつもりなのですが、ちょっとわからないのは保険というのは本来義務じゃない部分があつて、それで、義務じゃない分も含めての保険に入ってるわけですよね。だから、こういうふうになるわけですけど、基本的には払う責任は我々にあつて、例えば義務じゃない保険の部分に入ってなかった場合は、どんなふうを考えるんですかね。

総務課長 現在公用車については、ほとんど車は保険に入っていますけれども、入っていない場合には、やっぱりその被害者と市が裁判なり何なりして決着をして、最終的にその裁判で決着した金額について、議決をもらってその確定したことで裁判が決着するっていう形になるのが本来でございます。ですけれども今の大体もう車には、保険が入っている制度上ですね、どうしてもやっぱり被害者救済というのが先になってしましまして、保険会社のほうから示談している間にも医療費であれば毎月支払わなくちゃならないということで、保険会社のほうから毎月病院のほうに医療費を支払っておりますので、金額の確定は最後になるんですけども、制度上ちょっと若干そぐわないという部分がございますので、はい。ということでございます。

議長 よろしいですか。

花島議員 1つにまとめるべきだという弁護士の意見の主体というのは、ちょっとよく分からないんですが、1つの事故に関する件として、まとめて見れるようにという趣旨なんでしょう。それとも何か法的なもので、物損と人身を分けるべきじゃないっていうご意見なんでしょうか。

総務課長 基本的には1事故について、1つの損害賠償の1件という考えがございますので、地方自治法上も損害賠償の額の決定ということで、交通事故にすると物損と人身どうしてもばらばらに進行してしまいますので、基本は考え方としては損害賠償の額としてはそれ全部が1件なんですよっていうような基本的な考えが法令上あるっていうことでございますので、それに準じて実施していくということでございます。

花島議員 わかりました。

議長 ほかにありませんか。

(なし)

議長 なければ質疑を終結いたします。

この後の2件については人事案件になりますので、プライバシーに配慮するため質疑等は省略させていただきます。あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、議案第51号 那珂市固定資産評価審査委員会委員の選任について執行部より説明を求めます。

市長 ちょっと喉が少しけさから調子悪くて、お聞き苦しい点お許してください。

全員協議会資料の2ページをお開き願います。

那珂市固定資産評価審査委員会の委員1名が、令和元年6月30日をもって任期満了となることに伴い、後任に平山正勝様を新たに選任するに当たり、議会の同意を求めるものでございます。

平山様の住所、生年月日、略歴につきましては、記載のとおりでございます。

よろしく申し上げます。

議長 続けて、議案第52号 人権擁護委員の推薦について、執行部より説明を求めます。

市長 続きまして、全員協議会資料の3ページをお開き願います。

人権擁護委員のうち2名の委員について、令和元年9月30日をもって任期満了を迎えるため、水戸地方法務局長から人権擁護委員の候補者の推薦について依頼があったことから、西野則史委員を再推薦し、新たに山崎辰雄氏を推薦しようとするものです。

西野様並びに山崎様の住所、生年月日、略歴、推薦理由につきましては記載のとおりでございます。

よろしく申し上げます。

議長 追加議案等についての説明は以上となります。

暫時休憩をいたします。

執行部の入れ替えをお願いいたします。

休憩（午前10時19分）

再開（午前10時20分）

議長 再開いたします。

続きまして、受動喫煙防止対策についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課からご説明いたします。

受動喫煙防止対策について、健康増進法の改正により、望まない受動喫煙の防止を図るため、施設等の区分に応じて、喫煙の禁止などの対策を実施しなければなりません。

法の施行は令和2年4月1日、ただし行政機関等は、本年7月1日日施行となります。

1番、健康増進法改正の趣旨でございます。

①「望まない受動喫煙」をなくす。

受動喫煙にさらされることがないようにすることが基本となります。

②受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮すると。

学校・病院・児童福祉施設等、行政機関について屋外も含めて対策を実施いたします。

③番、施設の類型・場所ごとに対策を実施します。

施設の主たる利用者の違いなどに応じ、禁煙措置、喫煙場所の特定、掲示の義務づけなどの対策を実施いたします。

2番目でございます。当市の対象施設でございます。

まず①の第一種施設、原則として敷地内禁煙となります。特定屋外喫煙場所を除くとなっております。行政機関の庁舎に該当するところがございます。市役所本庁舎、瓜連支所、総合保健福祉センター、消防本部となります。

②番、第二種施設、原則：屋内禁煙（喫煙専用室は除く）ということになっております。市の施設となりますと、総合センターらぼーる、ふれあいセンターよしの、ふれあいセンターごだい、ふれあいセンターよこぼり、中央公民館、那珂総合公園、図書館、那珂聖苑、（ふれあいの杜運動公園、瓜連体育館、神崎テニスコート）となります。

健康推進課からは以上でございます。

総務課長 続けて総務課のほうからご説明します。

資料の3番の今後の方針というところがございます。

現在新聞等の報道でもいろいろ騒がれておりますように茨城県庁においては、完全に敷地内を禁煙するよということ。そのほか、その他の市町村においても敷地内禁煙であるとか、そういうふうなニュースとかが流れているような状況でございます。それで、市のほうとしましては、市の施設においては、まず令和元年7月1日から原則敷地内禁煙ということで対応したいというふうに考えております。それで、完全に敷地内禁煙とする施設でございますけれども、総合福祉センター、図書館これは今までも完全敷地内禁煙ということで、敷地内に喫煙所を設置してないところ、これについては、今後も敷地内完全禁煙ということでございます。

それ以外の施設につきましては、受動喫煙に十分配慮した場所に、施設の管理権限者の判断により特定屋外喫煙場所を設置することとします。やはりその現状から見ますと、利用者の中でも喫煙する方がいらっしゃいますので、そういう方についても配慮が必要であるということで、特定屋外喫煙場所を設置するというところがございます。それで、特定屋外喫煙場所の設置する場合の基本的な原則でございますが、施設を利用する方が通常立ち入らない場所ということで、施設の裏側であったりとか、人の動線から外れたようなところに設置するというところ。それから喫煙場所の標識を掲示する。ここは喫煙所ですということを、誰にもわかるように表示をするということですね。それで、誰にもわかるように表示することで、喫煙されない方がそこに立ち入るのを防ぐということでございます。それから喫煙場所を区画するというところ、ここは喫煙場所であるというような区画、線を引いたり、ちゃんと場所がわかるようにするというところがございます。

そのほか、その後ろに資料がございます。その後の資料は、まずは健康増進法の一部を改正する法律ということで、法律の概要が記載されております。それで、基本的に7月1日から適用となるのが行政機関の施設ということで、先程申しましたように市役所の施設であるとか、市が管理運営しなければならないような施設については、7月1日から適用ということでございます。

それから、先ほど言いました第二種施設でございますが、法の内容としては、これらに

については来年の4月1日から適用ということになりますが、市のほうでは前倒しいたしまして、7月から基本的に敷地内を禁煙ということで、特定屋外喫煙場所をつくるということで実施したいと思います。それから喫煙の場所の位置図がその後ろに資料として添付しております。これは各施設の管理者のほうでなるべく人が来ないところに喫煙場所を設置するものでございます。それでこの庁舎でございますけれども、この庁舎については敷地内禁煙という原則ということで、喫煙所については1カ所、外に設置するというにいたします。喫煙場所については、現在、中央公民館側に駐輪場があるんですけども、そこ1カ所を喫煙所といたします。ここの駐輪場につきましては、ふだんもほとんど利用がないということがございまして、わざわざ行かないと、そこにいけない場所ということで、一般の方が立ち入る機会は少ない場所ということでございますので、ここを喫煙所とさせていただきます。それ以外の喫煙所、たばこの灰皿があるものにつきましては、今月いっぱいですべて撤去をさせていただきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

議長 ただいま説明が終わりました。

ご意見、質疑等ございますか。

ありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、以上でこの件を終結いたします。

暫時休憩いたします。

執行部は、退席をお願いいたします。

ご苦労さまでした。

休憩（午前10時27分）

再開（午前10時28分）

議長 再開いたします。

ここからは、各常任委員会の委員長報告を行います。

総務生活常任委員会、萩谷委員長より報告をお願いいたします。

萩谷議員 それでは、総務生活常任委員会よりご報告申し上げます。

去る6月12日、当委員会では、定例会期中に執行部から2件の報告を受けておりますので、ご報告いたします。

初めに、使用料・手数料等の見直しについてとなります。

消費税の改正や社会経済情勢の変化に対応するため、第4次那珂市行財政改革大綱に基づき、受益者負担の適正化の観点から、各種使用料・手数料の見直しを図るとのことです。また、新料金算定の考え方としては、使用料・手数料の中には、法令、他の基準等により料金や算定方法が定められているものがあり、それらを除いた行政サービスにおける使用

料・手数料について、「使用料及び手数料の見直しの統一基準」を定め、見直しを行うとのことで、基準については、統一的な計算方式により行政サービス提供に係る料金原価を算出すること。行政サービスの性質による分類に応じて行政負担と受益者負担の負担割合を設けること。料金決定に当たっては、急激な市民負担の増加防止や近隣自治体との均衡を考慮すること。消費税率が10%に引き上げられる時期に合わせて改正し、周知期間を設けた後に施行するとのことでした。

今後のスケジュールについては、令和元年6月から8月に使用料・手数料等改正に係る条例案の検討を行い、9月議会へ改正条例案を提出、10月から新料金への対応、周知を実施し、令和2年4月から新料金で施行したいとのことでした。

委員からは、この見直しについては近隣市町村の状況も鑑みて行うのかとの質疑があり。執行部からは、今回の見直しについては、実際の経費等を積算していくもので、その過程で当然近隣市町村の状況も確認し、また、急激な料金の変化があるものについては激変緩和なども検討しつつ見直しを行っていくとの答弁がありました。

次に、第2期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定方針（案）についてとなります。

第1期「那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」が、令和元年で終了することから、引き続き国や県の動向も踏まえ、第2期「那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するとのことでした。

また、策定方針としては、「第2次那珂市総合計画」は、第1期戦略との整合性を図った計画となっていることから、第2期戦略では、人口減少抑制、地域の活力維持に資する取り組みのアクションプランとして、「那珂ビジョン」から地域の活力、地域の人材活用等の新たな取り組みを加えて、地方創生関連交付金等の活用を念頭においた取り組みを中心に策定しているのとこと、期間については令和2年度から令和6年度までの5か年間とするとのことでした。また、策定体制として、庁内では、戦略案の検討は、まち・ひと・しごと部会及び担当課で検討し、まち・ひと・しごと創生本部において戦略案の審議や進行管理などを実施すること。市議会に対しては、進捗状況の報告を行うとともに、意見を聴きながら策定を進めていくこと。市民意見等の反映としては、有識者会議や産業等の団体とのワークショップの開催、アンケート調査の反映などを行い策定を進めていくとのことでした。

今後の予定としては、8月に策定を開始し、有識者会議や議会への報告などを行いながら、令和2年5月に第2期総合戦略を策定し、6月議会に報告を行う予定とのことでした。

委員からは、「第1期那珂市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、何か目に見えるような成果はあったのかとの質疑があり。執行部からは、各種取り組みを行った結果、成果については、市民アンケートの結果で「住みやすいと感じる市民の割合」が増えたこと。人口の社会動態が増加傾向で推移していること。また、その中で若年層については、

転出超過から転入超過に変化しつつあることなど一定の成果があるのではないかと考えているとの答弁がありました。

以上ご報告申し上げます。

よろしく願いいたします。

議長 萩谷委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告について、何か確認したいことはございますか。

副議長 ちょっと確認させていただきたいと思います。

使用料・手数料等の見直しについてなんですが、ちょっと気になるのが使用料で、例えば施設の使用料ありますよね。中央公民館とかコミセンとか総合公園とか、そういうところの使用料もあわせて見直すということだと思んですが。例えば夜間の学校開放とかああいうところは、今多分無料で開放していると思うんですね。そういうところもお金を取るようにするよとか、そういうお話はございましたか。

萩谷議員 その無料のところの話はございませんでした。

議長 よろしいですか。

ほかにありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、総務生活常任委員会の報告については終わりといたします。

続いて、産業建設常任委員会、木野委員長より報告をお願いいたします。

木野議員 産業建設常任委員会よりご報告いたします。

定例会期中の執行部からの報告案件につきまして報告いたします。

6月13日の産業建設常任委員会にて、下水道課から報告を受けましたので報告いたします。

未計画地区の今後の整備の方向性について、那珂市の下水道事業については、平成22年に「那珂久慈流域下水道関連那珂市公共下水道全体計画」が策定されましたが、計画策定から9年が経過し、人口減少や少子高齢化の進行など、下水道をめぐる社会情勢は変化しており、効率的かつ持続可能な事業運営のための総合的な取り組みが重要となっているため、市の実情に応じた「公共下水道全体計画」の見直しを行い、公共下水道、農業集落排水、浄化槽の役割分担を定め、最適な汚水処理手法を明確化した「市町村構想」の見直しへ向け検討を進めているとのこと。

検討状況についてですが、まず、計画地区における今後の整備については、これまで公共下水道事業審議会で議論してきた内容を踏まえ、事業期間を令和5年度へと変更したとのことであります。また、未計画地区の今後の整備の方向性については、新たに公共下水道整備した後も安定した経営が可能かどうかを区域ごとに把握した上で整備する区域の選定をすることとし、具体的な区域を定めた全体計画の見直し（案）については、現在公共下水道の整備費用と受益者負担金や使用量による収支の収支予測を算出し、浄化槽の設置

及び維持管理費用と比較検討できるよう、必要な試算を行っているとのことでした。

現在の全体計画では、将来的には公共下水道及び農業集落排水の集合処理で対応することとしていますが、必ずしも集合処理が経済的優位と言えないケースもあるため、合併処理浄化槽による個別処理についてもあわせて検討しているところでした。

合併処理浄化槽の設置については、公共下水道事業審議会において、個人設置型と市町村設置型の比較整理を行っており、当市においては、個人設置型が有利であると捉えているとのことでした。

また、区域内の世帯の汚水処理の現状と処理水の放流先の把握については、台帳による調査のほか、必要に応じて現地確認を行う予定とのことでした。

雨水排水計画については、下水道全体計画の中で記述されており、放流先の把握については、関係各課の連携を図って対応できるよう取り組んでいくということです。

最後に今後のスケジュールについて説明があり、令和2年度に公共下水道全体計画見直し（案）を公表し、令和3年度に公共下水道全体計画と市町村構想の見直しを実施することです。

委員からは、那珂市で公共下水道事業が始まり30年が経過し、既に供用開始された地区と、いまだ見通しが立っていない未計画地区において格差が生まれている状況から、地域の実情に合わせ、合併処理浄化槽への補助金の拡充も含め、視野を広げた対応を求める意見がありました。

執行部としては、現在の計画のまま下水道事業を進めると予算も時間もかかることから、さまざまな要素を加味し現状を把握した上で、下水道の計画を縮小し、合併処理浄化槽に対しての施策を拡大していくとのこと、今年度は公共下水道の未整備地区の市民に対し、ダイレクトメールによる合併処理浄化槽への補助金の周知を行う予定とのことでした。

合併処理浄化槽への転換については、市長の「那珂ビジョン」においても示されており、合併処理浄化槽に対する市独自の新たな補助金の創設も検討しているとのことでした。

また、今後の下水道の計画の見直し時期について確認があり、「生活排水ベストプラン」については、実情の変化を踏まえ、5年ごとに見直しを行うのが好ましいと考えているとの答弁がありました。

また、下水道から合併処理浄化槽へシフトするような公共下水道全体計画の大胆な見直しや、市町村設置型の合併処理浄化槽の検討、地区ごとの人口動態を考慮した上での将来見通しの検討を求める意見があり、まずは計画の速やかな見直しと合併処理浄化槽の補助金制度の改定に向け取り組んでいきたいとのことでありました。

以上ご報告いたします。

よろしく願いいたします。

議長 木野委員長の報告が終わりました。

ただいまの委員長報告について何か確認したいことはございますか。

ありませんか。

(なし)

議長 ないようですので、産業建設常任委員会の報告については終わりいたします。

続きまして、ICT化検討会についてを皆様にご連絡いたします。

4月18日の議会運営委員会において議員の皆様から要望が出ておりましたタブレットの導入について、調査チームをつくって検討していただきたいという提案をいたしまして、ご了解をいただいたところであります。

つきましては、タブレットの導入に限らず、情報の伝達・共有等、議会ICT化の推進について検討するため、那珂市議会ICT化を検討するチームのメンバーとして、副議長、木野議員、富山議員、小泉議員を指名いたしますので、メリット、デメリットを含めて調査研究をお願いしたいと思います。

全員協議会の後、早速、第1回目の会合を議会第2委員会室で開いていただきますので、よろしく願いいたします。

終了後、議会運営委員会を予定しておりますので、議会運営委員会の皆様方には少々時間をいただきたいと思います。

(事務局長より「ゆめ国体及びゆめ大会の参加申し込み等について、議会事務局を経由し申し込む場合は6月末日を期日とする」旨の連絡あり)

議長 以上ですべての議事が終了いたしました。

これにて全員協議会を終了いたします。

ご苦労さまでした。

閉会（午前10時44分）

令和元年 8月 9日

那珂市議会 議長 君嶋 寿男